

て あて 4. 手当

1. 国 特別障害者手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

手当月額29,590円を2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの3か月分を本人名義の口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

(対象)

身体や精神に最重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある20歳以上の方で概ね次のとおりですが、原則として指定の診断書により判定されます。

(1) 重複障害

一つの障害につき身体障害者手帳2級程度の障害（主に外部障害）が二つある場合またはその一つと知的障害その他の疾病によるこれと同等の状態が重複している場合

(2) 三重障害

一つの障害につき概ね身体障害者手帳2級程度の障害（主に外部障害）があり、加えて3級程度の障害が二つある場合またはその一つと知的障害、その他の疾病によるこれと同等の状態が重複している場合

(3) ①～③のいずれかに該当する場合

① 精神障害

食事、用便の始末、衣類の着脱、簡単な買物、家族との会話、家庭以外の人との会話、刃物、火の危険、戸外での危険から身を守ること（交通事故）のすべてについてほとんど一人でできない方

② 肢体不自由

タオルを絞る、ひもを結ぶ、かぶりシャツの着脱、ワイシャツを着てボタンをとめる、すわる、たちあがる、階段の昇降のすべてについてほとんど一人ではできない方

③ 内部障害

絶対安静状態で終日横になっている状態の方

※施設に入所している方、病院等に3か月を超えて入院している方、本人・扶養義務者等の前年の所得が一定額を超える方（24ページ参照）、原爆介護手当を受給している方は対象外になります。

※手当額については、物価変動率に基づくため、改定する場合があります。

2. 国 障害児福祉手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

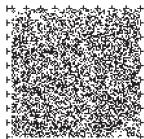
手当月額16,100円を2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの3か月分を本人名義の口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

(対象)

身体障害者手帳1・2級程度または愛の手帳1・2度程度の方及び精神、その他の疾病によりこれと同等程度の状態にあり、常時介護を必要とする20歳未満の方。原則として指定の診断書により判定されます。

※施設に入所している方、本人・扶養義務者等の所得が一定額を超える方（24ページ参照）、障害年金を受給している方は対象外になります。

※手当額については、物価変動率に基づくため、改定する場合があります。



3. 国 福祉手当（経過措置）

担当窓口：障害者福祉課援護係

手当月額16,100円を2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの3か月分を本人名義の口座に振り込みます。

(対象)

昭和61年3月末日現在、20歳以上で福祉手当を受給していた方で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受けることができなかった方（新規申請はありません）

(受給権の喪失)

施設に入所した方、障害年金、特別障害給付金または原爆介護手当を受給するようになった方。なお、本人・扶養義務者等の所得が一定額を超えた方（24ページ参照）は支給停止になります。

※手当額については、物価変動率に基づくため、改定する場合があります。



4. 都 重度心身障害者手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

月額60,000円を、毎月本人名義の口座に振り込みます。申請のあった当月分から支給します。なお、この手當に認定された方は「特別障害者手当」か「障害児福祉手当」の手当も認定されます。

(対象)

次のいずれかに該当する方。判定医の診断を受けていただきます。

- (1) 重度の知的障害で、著しい精神症状を有する方
- (2) 重度の知的障害と重度の身体障害を重複して有する方
- (3) 重度の肢体不自由で四肢機能障害の方（座っていることが困難な方）

※施設に入所している方、病院等に3か月を超えて入院している方、本人（20歳未満は扶養義務者）の所得が一定額を超える方（24ページ参照）（所得制限額については特別障害者手当の本人分と同じです）、65歳以上ではじめて申請される方（以前に認定されたことのある方等一部を除く）は対象外になります。

5. 都・市 心身障害者（児）福祉手当

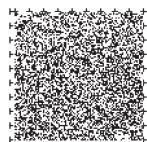
担当窓口：障害者福祉課援護係

(1) は手当月額15,500円、(2) は手当月額7,500円を2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの3か月分を本人名義の口座に振り込みます。

(対象)

- (1) 身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1～3度の方、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方。
ただし、20歳未満で保護者が児童育成手当（障害手当）を受けている方は受給できません。
- (2) 身体障害者手帳3・4級の方、愛の手帳4度の方。ただし、上記(1)の手当、20歳未満で保護者が児童育成手当（障害手当）を受けている方は受給できません。

※20歳以上は本人、20歳未満は本人または保護者の所得が一定額を超える方（24ページ参照）、施設に入所している方は対象外になります。また、65歳以上ではじめて身体障害者手帳または愛の手帳を取得した方は申請できません。



6. 市 指定疾患者福祉手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

手当月額5,500円を2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの3か月分を本人名義の口座に振り込みます。

(対象)

14ページ「難病医療費等助成」の対象者で都が発行する医療券または特定医療費受給者証をお持ちの方

※心身障害者（児）福祉手当及び20歳未満で保護者が児童育成手当（障害手当）を受けている方、20歳以上は本人、20歳未満は本人または保護者の所得が一定額を超える方（24ページ参照）、施設に入所している方は対象になりません。また、65歳以上で新規認定された方は申請できません。

7. 国 特別児童扶養手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

重度障害児は手当月額56,800円、中度障害児は手当月額37,830円を4月、8月、12月にそれぞれ前月までの4か月分を受給者の指定した金融機関の口座に振り込みます。（12月期については11月に支払われます。）なお、申請のあった月の翌月分から支給対象となります。

(対象)

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父・母または養育者の方。一部を除き、指定の診断書により判定されます。

（1）精神の発達が遅滞しているか、精神の障害があり日常生活に著しい制限を受ける状態であるとき（愛の手帳1～3度程度、統合失調症、ダウン症、水頭症など）

（2）身体に重度、中度の障害や長期にわたる安静を必要とする症状があり、日常生活に著しい制限を受けるとき（身体障害者手帳1～3級程度（下肢障害については4級の一部を含む）、その他の内部障害）

※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度の場合でも該当となることがあります。

※前年の所得が一定額を超えていいる方（24ページ参照）、児童が施設に入所している方、及び児童が障害年金を受給している方は対象外になります。

※特別児童扶養手当の受給者は、申請により上下水道料金、ごみ処理手数料が減免になります。

※手当額については、物価変動率に基づくため、改定する場合があります。

8. 国 児童扶養手当

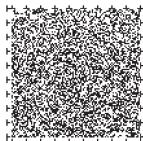
担当窓口：子育て応援課育成係

手当額は所得及び児童の人数によって決まります。支給方法は1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月までの2か月分を指定口座に振り込みます。なお、申請に必要な書類がそろった月の翌月分から支給します。

(対象)

18歳に達した日の属する年度末までの次のいずれかに該当する児童（ただし、身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1・2度及び3度の一部、精神障害があり、定型様式の診断書による医師の判定で認定された障害児は20歳未満まで）を養育している父・母または養育者の方

- （1）父母が離婚した児童
- （2）父または母が死亡した児童
- （3）父または母が生死不明の児童
- （4）父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- （5）父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童



(6) 婚姻によらないで生まれた児童

(7) 父または母が障害者手帳1級、2級程度の障害の状態にある児童

(8) 父または母が母または父の申立てにより保護命令を受けた児童

※所得が一定額以上の方、児童が児童福祉施設等に入所している方は受給できません。また、公的年金受給可能者は年金受給が優先となります。年金受給月額（障害基礎年金の場合は子の加算部分の月額相当）が児童扶養手当月額より低い場合、その差額が支給されます。

窓口 子育て応援課コールセンター TEL：0570-08-8105

9. 都 児童育成手当（育成手当）

担当窓口：子育て応援課育成係

手当月額13,500円を2月、6月、10月にそれぞれ前月までの4か月分を指定口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

(対象)

18歳に達した日の属する年度末までの児童で、次のいずれかに該当する児童を養育している父・母または養育者の方

(1) 父母が離婚した児童

(2) 父または母が死亡した児童

(3) 父または母が生死不明の児童

(4) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(5) 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童

(6) 婚姻によらないで生まれた児童

(7) 父または母が障害者手帳1級、2級程度の障害の状態にある児童

(8) 父または母が母または父の申立てにより保護命令を受けた児童

※前年の所得が一定額以上の方、児童が児童福祉施設等に入所している方は受給できません。

窓口 子育て応援課コールセンター TEL：0570-08-8105



10. 都 児童育成手当（障害手当）

担当窓口：子育て応援課育成係

手当月額15,500円を2月、6月、10月にそれぞれ前月までの4か月分を指定口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

(対象)

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している父・母または養育者の方

(1) 愛の手帳1～3度程度の児童

(2) 身体障害者手帳1・2級程度の児童

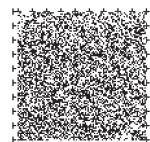
(3) 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童

(4) 特別児童扶養手当を「知的障害」または「知的及び精神」で認定されている児童

※前年の所得が一定額以上の方、児童が児童福祉施設等に入所している方は受給できません。ただし、

前年の所得が一定額以上の方は、「心身障害者（児）福祉手当」の対象になる場合があります。

窓口 子育て応援課コールセンター TEL：0570-08-8105



手当等所得制限限度額一覧表

扶養親族等の数	①特別障害者手当等		②特別児童扶養手当		③心身障害者福祉手当		④心身障害者医療費助成
	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者等	都 手 当	市 手 当	本人または扶養義務者
0人	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000	3,604,000	6,287,000	3,604,000 (6,287,000)
1人	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000	3,984,000	6,536,000	3,984,000 (6,536,000)
2人	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000	4,364,000	6,749,000	4,364,000 (6,749,000)
3人	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000	4,744,000	6,962,000	4,744,000 (6,962,000)
4人	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000	5,124,000	7,175,000	5,124,000 (7,175,000)
5人	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000	5,504,000	7,388,000	5,504,000 (7,388,000)
6人以上	1人につき38万円を加算した額	1人につき21万3千円を加算した額 (2人目から)	1人につき38万円を加算した額 (2人目から)	1人につき21万3千円を加算した額 (2人目から)	1人につき38万円を加算した額	1人につき21万3千円を加算した額 (2人目から)	1人につき38万円を加算した額 (1人につき21万3千円を加算した額)
その他	老人控除対象配偶者、老人扶養親族の場合は1人に10万円、特定扶養親族については25万円を当該制限額に上乗せする。 ただし、当該老人扶養以外に扶養親族のない場合は、当該老人扶養の人数のうち1人を除いた老人扶養の人数1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。	老人扶養親族の場合は1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。 ただし、当該老人扶養以外に扶養親族のない場合は、当該老人扶養の人数のうち1人を除いた老人扶養の人数1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。	老人扶養親族の場合は1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。 ただし、当該老人扶養以外に扶養親族のない場合は、当該老人扶養の人数のうち1人を除いた老人扶養の人数1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。	老人扶養親族の場合は1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。 ただし、当該老人扶養以外に扶養親族のない場合は、当該老人扶養の人数のうち1人を除いた老人扶養の人数1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。	本 人		老人控除対象配偶者、老人扶養親族の場合は1人に10万円、特定扶養親族については25万円を当該制限額に上乗せする。 扶養義務者
	⑤重度心身障害者手当						老人扶養親族の場合は1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。 ただし、当該老人扶養以外に扶養親族のない場合は、当該老人扶養の人数のうち1人を除いた老人扶養の人数1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。
	(本人、扶養義務者とも①の本人欄を準用。ただし、扶養義務者の社会保険料控除額は一律8万円となる。)						老人扶養親族の場合は1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。 ただし、当該老人扶養以外に扶養親族のない場合は、当該老人扶養の人数のうち1人を除いた老人扶養の人数1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。

* この表の見方

①には、障害児福祉手当と経過的福祉手当を含みます。

①と③についての本人とは、障害者(児)本人

扶養義務者とは、障害者(児)の父・母またはそれに準ずる方

②についての本人とは、障害児の父・母または養育者(父母共に収入がある場合は、所得の高い方。)

扶養義務者等とは、本人(障害児の父・母)の配偶者または本人(障害児の父・母または養育者)を扶養している方

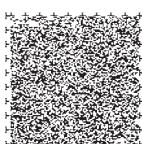
③と④と⑤については本人が20歳未満の場合は、その扶養義務者の所得、20歳以上は本人の所得が対象となります。

*所得の計算のしかた

給与所得控除後の金額より、右の表の該当する項目を控除した額が上の表(限度額一覧表)の対象とする額です。

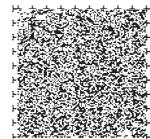
*特定扶養親族

扶養されている16歳~22歳の方



所得計算一覧表

給与所得控除後所得－所得控除(下表による)＝手当上の認定所得								
控除の種類	① 特別障害者手当等		② 特別児童扶養手当		③ 心身障害者福祉手当		④ 心身障害者医療費助成	
	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者
雑損控除	相 当 額		相 当 額		相 当 額		相 当 額	
医療費控除	相 当 額		相 当 額		相 当 額		相 当 額	
社会保険料控除	相当額	一律 8万円	一律 8万円	相当額	一律 8万円	相当額	一律 8万円	
小規模企業等掛金控除	相 当 額		相 当 額		相 当 額		相 当 額	
配偶者特別控除	相当額(上限33万円) (住民税ベース)		相当額(上限33万円) (住民税ベース)		相当額(上限33万円) (住民税ベース)		相 当 額 (上限38万円)	
特別障害者控除(本人)	×	40万円	40万円	×	40万円	×	40万円	
障害者控除(本人)	×	27万円	27万円	×	27万円	×	27万円	
特別障害者控除(扶養)	1人につき40万円		1人につき40万円		1人につき40万円		1人につき40万円	
障害者控除(扶養)	1人につき27万円		1人につき27万円		1人につき27万円		1人につき27万円	
寡婦(夫)控除	27万円		27万円		27万円		27万円	
ひとり親控除	35万円		35万円		35万円		35万円	
勤労学生控除	27万円		27万円		27万円		27万円	
給与所得及び公的年金等に係る所得控除	10万円		10万円		10万円		10万円	



障害者手当一覧表

身障手帳、愛の手帳の級・度及び障害者	年齢要件等	手当名	☆:支給制限			
			所得制限	施設入所	障害年金	3か月を超える入院
1・2級 1～3度	20歳未満	特別児童扶養手当(国)	☆	☆	☆	
		児童育成手当の障害手当(都)	☆	☆		
		児童育成手当の所得制限を越える場合は心身障害者福祉手当(市)	☆	☆		
	一部を除き診断書で判定	障害児福祉手当(国)	☆	☆	☆	
	20歳以上(年齢要件あり)	心身障害者福祉手当(都)	☆	☆		
		支給制限該当の場合は(市)	☆	☆		
	18歳年度末前の児童を養育している父または母が障害の場合	児童扶養手当(国)	☆	☆	☆	
		児童育成手当(都)	☆	☆		
3級	20歳未満 4級の一部は診断書で判定	特別児童扶養手当(国)	☆	☆	☆	
	年齢要件あり	府中市心身障害者(児)福祉手当(市)	☆	☆		
4級・4度	年齢要件あり	府中市心身障害者(児)福祉手当(市)	☆	☆		
脳性マヒ・進行性筋萎縮症	20歳未満	児童育成手当の障害手当(都)	☆	☆		
		児童育成手当の所得制限を越える場合は心身障害者福祉手当(市)	☆	☆		
	20歳以上(年齢要件あり)	心身障害者福祉手当(都)	☆	☆		
		支給制限該当の場合は(市)	☆	☆		
精神障害	20歳未満	障害児福祉手当(国) 診断書で判定	☆	☆	☆	
	20歳以上	特別障害者手当(国) 診断書で判定	☆	☆		☆
特殊疾病等	年齢要件あり	指定疾病者福祉手当(市)(難病医療費等助成の医療券・受給者証をお持ちの方が対象)	☆	☆		
重度の知的障害で著しい精神症状を有する方 重度の知的障害と重度の身体障害の重複している方 重度の肢体不自由で四肢機能障害の方(年齢要件あり)		東京都重度心身障害者手当(都) 都判定医の診断により判定	☆	☆		☆
20歳以上の方で、おむね2級以上の障害を重複して有する方、最重度の肢体不自由、内部障害、精神障害の方		特別障害者手当(国)(一部を除き診断書で判定)	☆	☆		☆

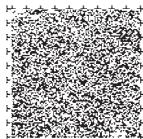
(注1) 住民税(非)課税証明書には所得金額のほかに「扶養親族等の数」や「控除の種類」の記載があるもの

* 上記の内容についての問合せは、障害者福祉課 TEL: 042-335-4162

子育て応援課

コールセンター TEL: 0570-08-8105

* 上記以外の障害に関する年金については、保険年金課 TEL: 042-335-4066



手
当

☆:添付書類が必要★:添付書類が必要な場合がある				手当月額	支給月	窓口
転入者は住民税(非)課税証明書(注1)	戸籍謄本又は抄本	家族全員の住民票	年金証書 年金額改定通知書			
★	★	★		重度56,800円 中度37,830円	4・8・11	障害者福祉課
★				15,500円	2・6・10	子育て応援課
★				15,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				16,100円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				15,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★						
★	☆		☆	所得、公的年金受給額 および児童の人数に よって決まります	1・3・5・7・9・11	子育て応援課
★	☆			1人13,500円	2・6・10	子育て応援課
★	★	★		重度56,800円 中度37,830円	4・8・11	障害者福祉課
★				7,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				7,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				15,500円	2・6・10	子育て応援課
★				15,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				15,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★						
★				16,100円	2・5・8・11	障害者福祉課
★			★	29,590円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				5,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				60,000円	毎月	障害者福祉課
★			★	29,590円	2・5・8・11	障害者福祉課

